

入浴のできる「ゆうゆう館」の一部存続を求めることに関する請願

(19 請願第 11 号)

受理年月日	平成19年12月6日
請願者	[Redacted]
紹介議員	原口 昭人 ・ 奥山 たえこ ・ けしば 誠一 ・ 松尾 ゆり

(要旨)

請願の要旨

これまで親しまれてきた敬老施設「ゆうゆう館」の入浴サービスが、年度末に廃止となることを知り、利用者は大変驚き、悲しんでいます。「敬老会館」が「ゆうゆう館」として生まれ変わることは大いに期待するところです。しかし、以下の理由で、入浴のできる「ゆうゆう館」の一部存続を求めます。

杉並区議会

理由

入浴サービスは高齢者の健康保持や増進、ふれあいや交流の場として大いに親しまれてきました。第一に、公衆浴場が年々少なくなり高齢者にとって健康保持やふれあいのための入浴の場がなくなるためです。第二に、このサービスがなくなると、公衆浴場が遠いため通うことができなくなる利用者が少なくありません。第三に、一人住まいの高齢者にとって自宅の風呂は危険が伴うが、「ゆうゆう館」では安心して入浴できるからです。第四に、年金暮らしの低所得者にとって一回四三〇円の風呂代や自分一人だけのガス代の負担は大きく、このサービスはともありませんでした。第五に、入浴サービスの予算五七八〇万円（十七年度）は、単なる入浴コストではなく高齢者の引きこもりや健康増進の有効な施策として意味があります。第六に、災害時の被災者の入浴が課題となっていますが、七地域に一館大きな浴槽があれば活用できます。このことは、検討会報告書にも「七地域にある程度残すことの必要性」が書かれている通りです。